

早 島 町
国土強靱化地域計画

2022（令和4）年3月

早 島 町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
I 基本的な方針	1
II 特に配慮すべき事項	4
第2章 想定される災害リスク	5
I 地域特性	5
II 想定される災害リスク	6
第3章 脆弱性評価	11
I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	11
II 脆弱性評価	11
第4章 国土強靱化の推進方針	13
I 施策分野の設定	13
II 推進方針	17
第5章 計画の推進	25
I 施策の重点化	25
II 施策の推進とPDCAサイクル	26
【別紙1】脆弱性評価結果	27
【別紙2】個別事業一覧（具体的な取組）	44

第1章 基本的な考え方

I 基本的な方針

(1) 計画の趣旨

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成30年7月豪雨による災害、令和元年東日本台風による災害等の大規模自然災害を数多く経験してきた。本町でも地震災害はもとより、大型台風や集中豪雨による風水害など、災害への備えが重要な課題となっている。

これらの経験を踏まえて、まずは人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築しておくことが重要とされ、国は、平成25年12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。その後に発生した災害教訓を踏まえ、平成30年12月に基本計画の見直しが行われた。

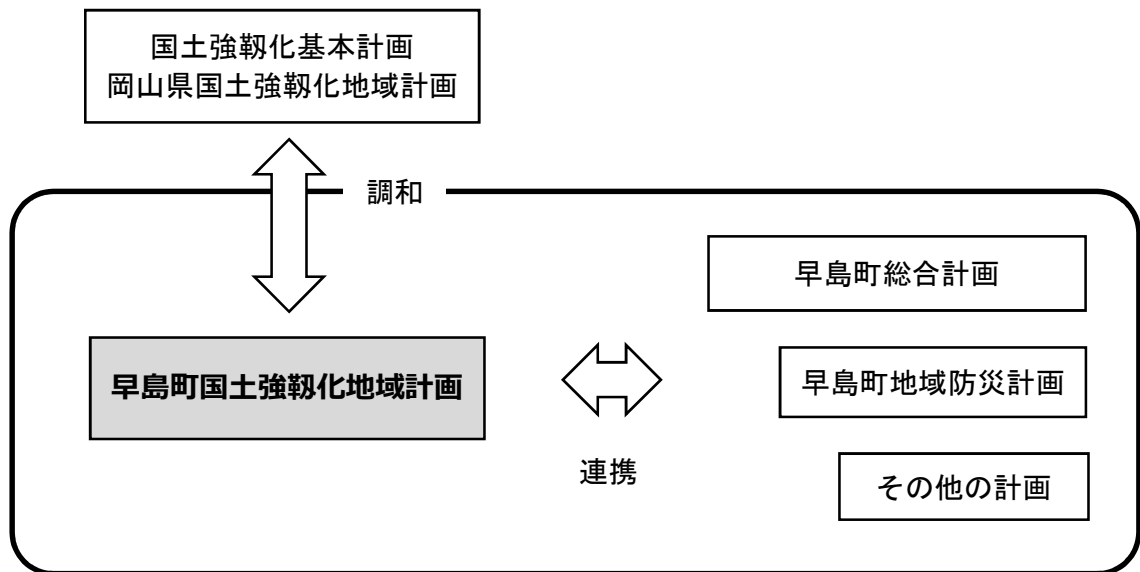
国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。岡山県においては、平成28年2月に「岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、その後の動向を踏まえて令和3年2月に改定版を策定した。

本町においても、今後、発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震やこれまで経験したことのない大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「安心・安全な地域・経済社会の構築」を目指した「早島町国土強靱化地域計画（以下「町地域計画」という。）」を策定し、関係機関及び住民との協働により、強靱な地域づくりを推進する。

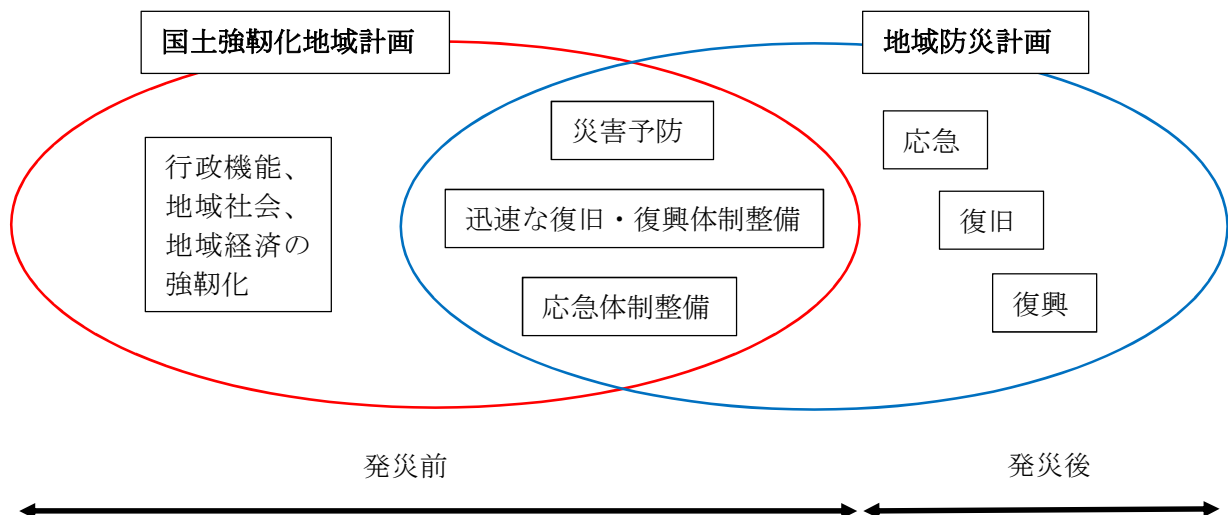
(2) 計画の位置付け

町地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。

国土強靱化地域計画は、「強しなやかな地域づくり」という観点において、町の各種計画等の指針として定めることができるとされており、「基本計画」と調和するものとなる。そのため、「県地域計画」に定められた施策の展開方向と整合を図り、「基本計画」や「県地域計画」と調和した計画にするとともに、本町の最上位計画である「早島町総合計画」や「早島町地域防災計画」をはじめとする町の各種個別計画等と連携し、町の強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「早島町地域防災計画」が、地震や風水害等の「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、町地域計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



(3) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも次の事項を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

(4) 対象とする災害（リスク）

町に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、南海トラフ地震や長者ヶ原－芳井断層などによる地震災害、大型台風や集中豪雨等による河川氾濫等が想定されている。

「基本計画」が大規模自然災害を対象としていること、「県地域計画」においても大規模自然災害を対象としていることから、町地域計画においても大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とする。

(5) 計画の期間

町地域計画が対象とする期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

II 特に配慮すべき事項

I (3) に掲げた 4 つの基本目標の達成に向け、本町の安全安心を確保するため、次の点について、特に配慮しながら取り組む。

(1) 住民等の主体的な参画

住民、事業者等と、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、国、県、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し、取組を推進する。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

(3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設や一部の公共施設等においては、更新時期を迎えるものもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を進める。

(4) 広域連携の取組

大規模災害発生時には本町だけでは対応が困難な状況が想定されることから、県と連携を図りつつ、自治体間の連携や、民間団体等との災害協定の締結など、広域的な連携の取組を進める。

第2章 想定される災害リスク

I 地域特性

(1) 地理的条件

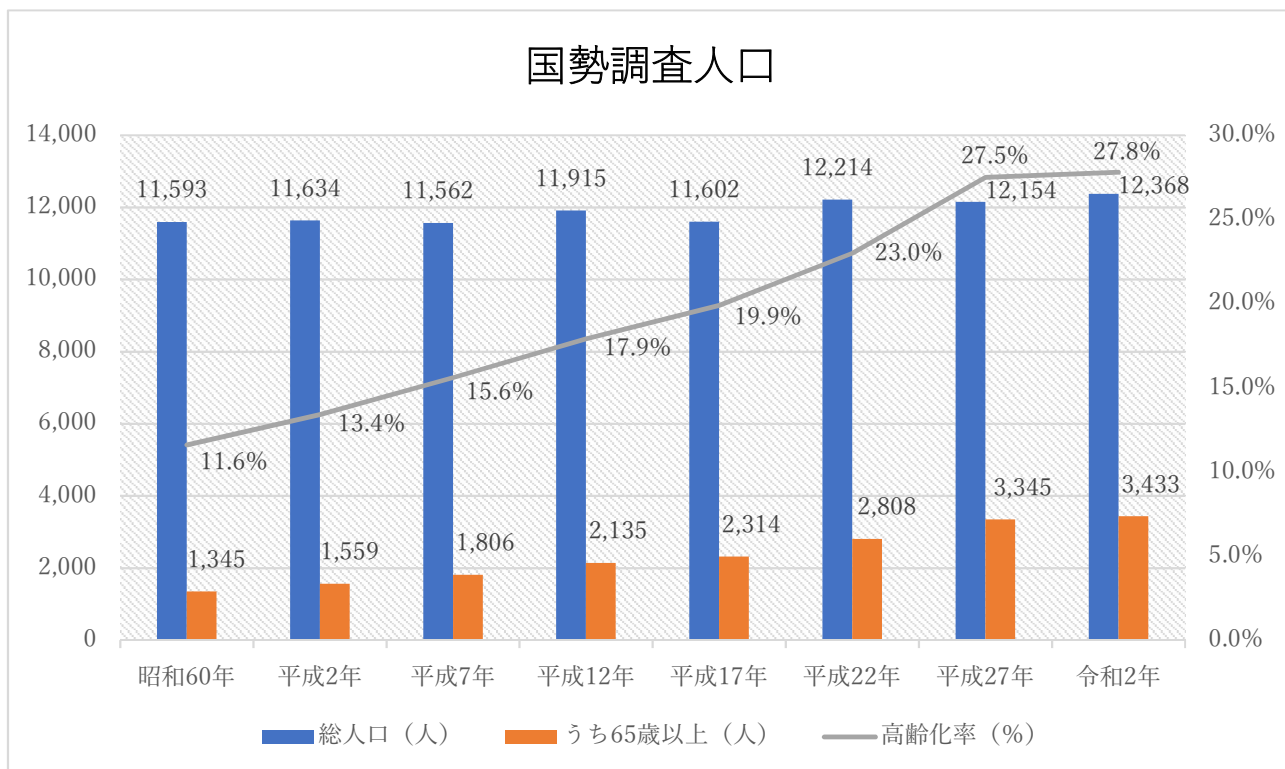
本町は、岡山県の南部に位置しており、東は岡山市、北・西・南は倉敷市に隣接し、東西 3.53km、南北 4.18km、総面積 7.62 km²の町である。北部は丘陵地帯で岡山県総合流通センターがあり、南部は干拓地として開かれた沖積平野、中央部には小丘陵とそれを取り巻く開発された低地干拓地となっている。河川は南の倉敷市へ流れる倉敷川水系汐入川がある。

交通面では、南をJR瀬戸大橋線・宇野みなと線（宇野線）が走り、町のほぼ中央を東西に走る国道2号が、瀬戸中央自動車道と山陽自動車道を結ぶ早島インターチェンジで連結しており、地域幹線道路としては、東西に県道倉敷妹尾線、南北に県道早島吉備線、早島松島線、藤戸早島線が通っている。

町の気候は温暖寡雨で、年間平均気温は 16℃位で、年間降雨量は 1,200 mm程度であって、一年を通じて晴天の日が多く、台風地震等の災害も比較的少ない。

(2) 社会的条件

本町の国勢調査による人口は、昭和 45 年以降は増加傾向で推移していたものの、平成 2 年の 11,634 人を境に増減を繰り返し、令和 2 年には増加して 12,368 人となっている。なお、本町でも 65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にある。



II 想定される災害リスク

(1) 災害履歴

①地震災害

岡山県で震度 4 以上を観測した地震を表 2.2.1 に示す。

早島町域において地震被害はないが、近年の県内の被害としては、平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震において被害を受けているほか、平成 28 年（2016 年）の鳥取県中部を震源とする地震によっても被害が発生している。

表 2.2.1 岡山県で震度 4 以上を観測した地震（明治 35 年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1905 (明治 38) 6/ 2	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909 (明治 42) 8/14	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909 (明治 42) 11/10	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸 ひさし・壁破損 29 戸等	宮崎県北部	7.6
1927 (昭和 2) 3/ 7	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件 煉瓦煙突の上部破損（上道郡平井村）	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930 (昭和 5) 12/21	岡山 3 津山 5	被害なし	広島県北部	5.9
1934 (昭和 9) 1/ 9	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ 吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
1938 (昭和 13) 1/ 2	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石 40～50 個落下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
1943 (昭和 18) 9/10	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩れ、地割れ、落石等あり（被害については、どちらの地震によるか判別できない）	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943 (昭和 18) 9/10	岡山 4 津山 2		鳥取県沖 (鳥取地震余震)	6.0

発生年月日	震度	被害	震央地名(地震名)	規模(M)
1946 (昭和 21) 12/21	岡山 4 西大寺 6 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。死者 52 人、負傷者 157 人 建物全壊 1,200 戸、建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し。玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952 (昭和 27) 7/18	岡山 4 津山 3	被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
1968 (昭和 43) 8/ 6	岡山 4 津山 3 玉野 4	被害なし	豊後水道	6.6
1995 (平成 7) 1/17	岡山 4 津山 4	軽傷 1 人	大阪湾 【平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震】	7.3
2000 (平成 12) 10/ 6	新見・哲多・大合 佐・美甘・落 5 強 19 市町村 (早島含) 5 弱 39 市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷 5 人、軽傷 13 人、住家全壊 7 棟、住家半壊 31 棟、住家一部破損 943 棟、その他水道被害、道路破損多し	鳥取県西部 【平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震】	7.3
2001 (平成 13) 3/24	26 市町村 (早島含) 4	軽傷 1 人 住家一部破損 18 棟	安芸灘 【平成 13 年(2001 年) 芸予地震】	6.7
2002 (平成 14) 9/16	6 町村 4	被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
2006 (平成 18) 6/12	4 市 4	被害なし	大分県西部	6.2
2007 (平成 19) 4/26	玉野市 4	被害なし	愛媛県東予	5.3
2013 (平成 25) 4/13	5 市町 4	軽傷 1 人	淡路島付近	6.3
2014 (平成 26) 3/14	16 市町 (早島含) 4	重傷 1 人、軽傷 4 人、 非住家被害 5 棟	伊予灘	6.2
2016 (平成 28) 10/21	鏡野・真庭 5 強 12 市町村 4	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部破損 17 棟、非住家全壊 1 棟、非住家一部破損 20 棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0
2018 (平成 30) 4/9	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

出典：「早島町地域防災計画」(令和 3 年 2 月、早島町防災会議) 地震災害対策編 第 1 章 第 4 節 第 1 災害履歴 をもとに作成

②風水害等

本町の過去の主な災害は表 2.2.2 に示すとおりであり、近年は平成 29 年、平成 30 年に住家被害等が発生している。

表 2.2.2 過去の主な災害（風水害等）

発生年月日	災害の種類	原因	被害等の状況
昭和 50. 8. 23	大雨害	台風第 6 号	がけくずれ 生うめ（救出） 2 人 住家 全壊 1 棟
昭和 51. 9. 10 ～13	大雨害	台風第 17 号	床上浸水 3 棟 床下浸水 383 棟 道路欠壊 4 カ所 がけくずれ 11カ所
昭和 58. 9. 28	風水害	台風第 10 号	床下浸水 23 棟 水稻・果樹の被害
昭和 60. 6. 25 ～29	大雨害	梅雨前線	床下浸水 125 棟 山（がけ）くずれ 7 カ所 家屋倒壊 2 棟 田冠水 85ha
昭和 62. 10. 17	大雨害	台風第 19 号	床上浸水 1 棟 床下浸水 22 棟
平成 2. 9. 18	風水害	台風第 19 号	床下浸水 12 棟 家屋の半壊、道路・水路の損壊等
平成 7. 7. 2 ～3	大雨害	梅雨前線	床下浸水 8 棟 道路冠水 5 カ所 がけくずれ 1 カ所
平成 16. 10. 20	風水害	台風第 23 号	床下浸水 1 棟 道路冠水 1 カ所 がけくずれ 1 カ所
平成 23. 9. 3 ～4	大雨害	台風第 12 号	床下浸水 95 棟 道路冠水 多数 がけくずれ 3 カ所
平成 29. 9. 17	風水害	台風第 18 号	床下浸水 5 棟
平成 30. 7. 5 ～7	大雨害	平成30年7月豪雨	床下浸水 52 棟 一部損壊 1 棟

出典：「早島町地域防災計画」（令和 3 年 2 月、早島町防災会議）資料編 をもとに作成

(2) 被害想定

①地震災害

岡山県が実施した「岡山県地震・津波被害想定調査」（平成 25 年 7 月、岡山県）、「断層型地震の被害想定について」（平成 26 年 5 月、岡山県）において想定された地震被害想定のうち、町域における被害は表 2.2.3 のとおりである。本町においては、断層による地震において「中央構造線断層帯」及び「長者ヶ原－芳井断層」で建物倒壊が想定され、海溝型の地震は「南海トラフ巨大地震」による建物倒壊が想定されている。

表 2.2.3 地震被害想定（早島町）

想定地震	ケース	中央構造線断層帯	長者ヶ原－芳井断層	南海トラフ巨大地震
最大震度	－	5 強	6 弱	6 弱
建物全壊（棟）	冬・18 時	2 (液状化)	4 (液状化)	27 (揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、地震火災の計)
死者数（人）	冬・深夜	0	0	1 (建物倒壊)
最大避難者数（人）	冬・18 時	194 (1 日後)	57 (1 日後)	231 (1 日後)

出典：「岡山県地震・津波被害想定調査」（平成 25 年 7 月、岡山県）、「断層型地震の被害想定について」（平成 26 年 5 月、岡山県） をもとに作成

②風水害

一方、本町における河川氾濫は、高梁川、倉敷川、足守川の氾濫時に本町西部の一部で最大 5.0m 未満、南部及び西部の多くで最大 3.0m 未満の浸水が想定されている。

また、町内では急傾斜地の崩壊による土砂災害の被害が想定されており、土砂災害警戒区域 12 か所（うち土砂災害特別警戒区域 11 か所）が指定され、風水害などによる被害の可能性も想定される。

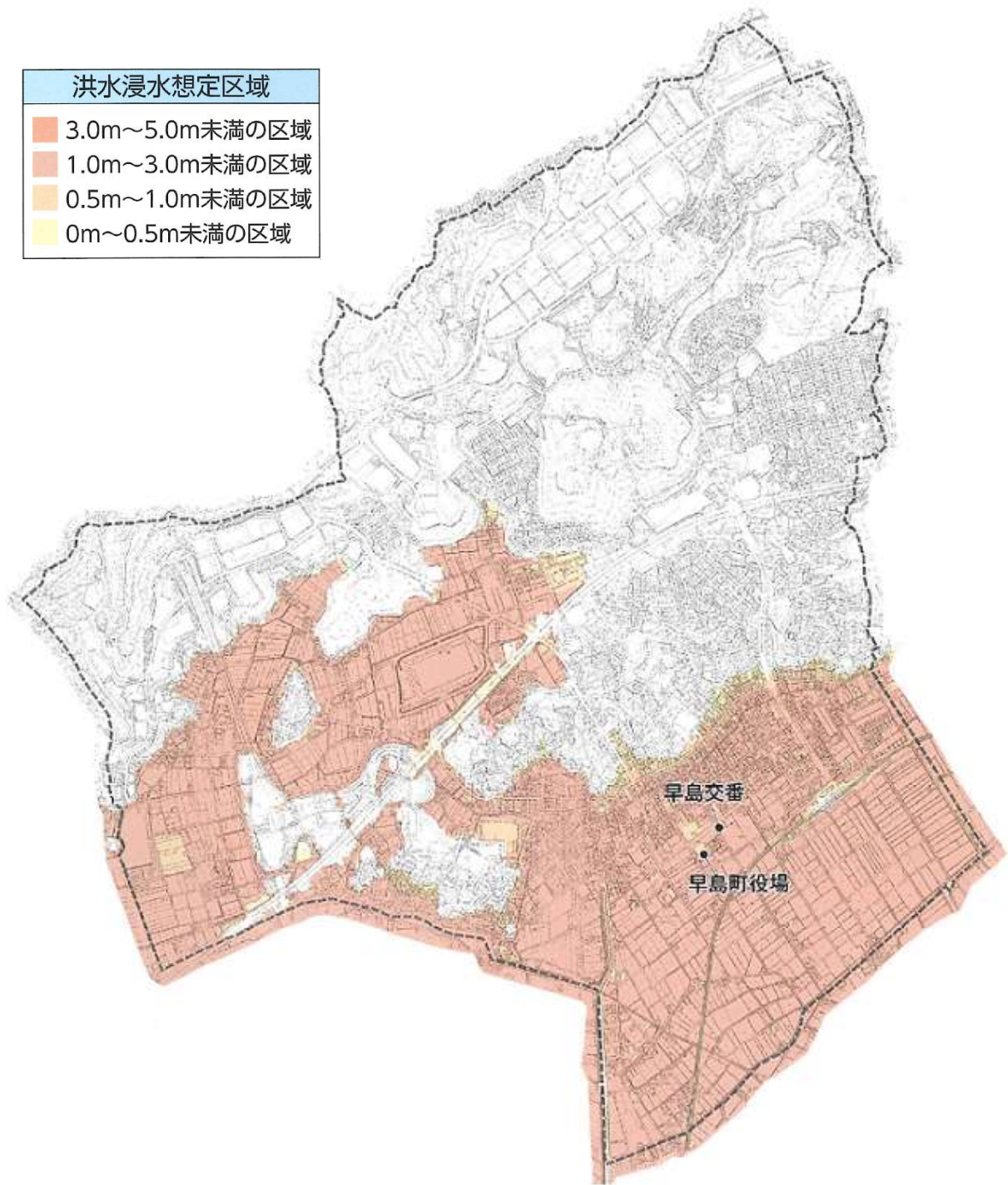


図 2.2.1 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：「早島町防災マップ」（令和 3 年 4 月作成、早島町）をもとに作成

第3章 脆弱性評価

I 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標と本町の地域特性を踏まえ、「基本計画」及び「県地域計画」を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次頁の表3.1.1のとおり設定した。

II 脆弱性評価

8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、本町の既存の施策・事業を点検し、現状の脆弱性を分析・評価した。また、評価結果をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な取組を抽出し整理した。

脆弱性評価の結果は別紙1（27頁）に記載するとともに、個別事業一覧（具体的な取組）を別紙2（44頁）に記載した。

表 3.1.1 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 国土強靱化の推進方針

I 施策分野の設定

必要な具体的取組について、本町で実施する施策分野と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との対応を確認するため、県地域計画を踏まえた個別施策分野と横断的分野を整理した（表 4.1.1）。

また、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の該当する施策分野との関係を表 4.1.2 に示した（別紙 2 の個別事業が該当する施策分野に○印を付記した）。

表 4.1.1 施策分野

	施策分野	具体的な取組事例
個別 施策 分野	(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	町有建築物の耐震化、BCPの推進、消防団の活動強化、防災教育の推進 等
	(2) 住宅・都市／情報通信	住宅・民間施設等の耐震化、文化財保護対策、被災者生活再建、住民等への通信手段の確保、災害情報の収集・伝達体制の確立 等
	(3) 保健医療・福祉	医療・福祉施設の耐震化、災害時の医療・救護体制、要配慮者への支援、避難所等における感染症対策 等
	(4) 産業	災害リスクや支援事業等の周知、帰宅困難者対策 等
	(5) 交通・物流	道路等の整備・耐震化、緊急輸送ネットワークの確保、帰宅困難者の支援等
	(6) 農林水産	農地・農業用施設の防災対策、食料の安定供給対策 等
	(7) 国土保全・土地利用	治水対策、土砂災害・洪水浸水の避難対策、空家等の除却対策 等
	(8) 環境	災害廃棄物の迅速な処理、有害物質の拡散防止 等
横断的 分野	A リスクコミュニケーション	ハザードマップ等災害危険情報の提供、防災・減災の普及啓発 等
	B 人材育成	災害ボランティア、防災士等の人材育成、自主防災組織等の連携 等
	C 官民連携	避難確保計画の策定促進、地区防災計画策定促進 等
	D 老朽化対策	空家等対策、インフラの老朽化対策 等

表 4.1.2 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		個別施策分野								横断的分野			
				(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	(2) 住宅・都市／情報通信	(3) 保健医療・福祉	(4) 産業	(5) 交通・物流	(6) 農林水産	(7) 国土保全・土地利用	(8) 環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○	○				○	○					
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○	○					○				○	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生							○		○		○	○
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生							○		○	○	○	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		○	○	○	○	○		○			○	
		2-2	長期にわたる孤立地域等の同時発生		○										
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○								○	○	○	
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			○									
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	○			○	○						○	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○									
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○		○									
3	必要不可欠な行政機能を確保	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○											
		3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○									○	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○	○		○								
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		○										

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野								横断的分野				
		(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	(2) 住宅・都市／情報通信	(3) 保健医療・福祉	(4) 産業	(5) 交通・物流	(6) 農林水産	(7) 国土保全・土地利用	(8) 環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○	○									
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				○							
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		○			○						
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		○			○		○				○
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響				○							
		5-5	食料等の安定供給の停滞						○					
		5-6	農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○						○	○		○	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			○	○							
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		○									○
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		○									○
		6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態					○						○
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全							○				
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○										
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○										
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生						○	○		○		
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大								○			

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野								横断的分野					
		(1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等	(2) 住宅・都市／情報通信	(3) 保健医療・福祉	(4) 産業	(5) 交通・物流	(6) 農林水産	(7) 国土保全・土地利用	(8) 環境	A リスクコミュニケーション	B 人材育成	C 官民連携	D 老朽化対策		
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大						○							
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			○					○				
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		○						○	○	○		
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○						○				
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態							○					○

II 推進方針

■ 個別施策分野（8分野）

注. 各取組の末尾の [] 内に、別紙 2 で示した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の個別事業一覧（具体的な取組）の該当箇所を示した。（例） [1-1-①] →別紙 2 1-1-(1) 住宅・建築物の耐震化

（1）行政機能／警察・消防等／防災教育等

（行政機能）

- ① 地震発生時に、住民・利用者の安全と町の業務の継続性を確保するため、早島町耐震改修促進計画に基づき、学校や生涯学習施設などの町有建築物の耐震対策を行う。 [1-1-②,③]
- ② 早島町業務継続計画（BCP）、下水道業務継続計画（BCP）の運用や改訂、受援計画の策定を行うとともに、地域防災計画、国土強靱化地域計画の改訂を継続的に行う。また、非常用電源設備等の整備を進める。 [2-3-③,2-5-②,3-2-①,②,③,④,4-1-②]
- ③ 配備体制を確実にするとともに、職員初動マニュアルの策定を進め、さまざまな訓練等を通じて、災害対策本部等の業務にあたる職員（防災要員等）の災害対応能力の向上を図る。また、ICT 等を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、避難所運営や罹災証明発行事務等の災害対応体制の強化を図る。 [3-2-⑥,⑦]
- ④ 安全な避難を行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定などを行うとともに、避難所受入体制の確保のため避難所開設・運営マニュアル等を作成し、適宜見直す。また、食料や燃料等について必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討する。また、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、県と相互に連携し、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る。 [2-7-①,④,⑤,4-3-②]

（警察・消防等）

- ① 災害発生後に懸念される各種犯罪に対する予防意識を啓発するため、平常時から青色防犯パトロールの継続実施などにより、自主防犯活動を維持する。 [3-1-①]
- ② 大規模火災による被害を軽減するため、消防団の活動強化、消防水利の確保などを進めるとともに、町内の消防力強化に向けた効果的な救助救出活動のための必要な装備を充実させる。 [1-2-①]

- ③ 消火器及び住宅用火災報知器設置の周知など、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る。また、既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討による拡充を図る。 [7-1-①,②]

(防災教育等)

- ① 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、幼稚園及び小・中学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した学習活動や避難訓練の実施などにより防災・減災意識の啓発を推進する。
[1-2-②]
- ② ハザードマップを継続して更新するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す。日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施する。 [4-3-②,5-6-①]

(2) 住宅・都市／情報通信

- ① 地震時等に著しく危険な市街地においては、被害の拡大を防ぐため、空家等の解消や道路・公園の整備などの対策を進める。 [1-1-④,1-2-③,5-3-①]
- ② 民間住宅・建築物の耐震化等の対策を促進する。 [1-1-①,②,③]
- ③ 水道施設の老朽化対策や耐震化を進める。早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制構築の働きかけを行う。災害時における水道施設の被害状況及び応急給水の支援要請などの情報を集約し、円滑な支援が実施できる体制の検討を行う。
また、被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、下水道施設等の老朽化対策に伴う更新工事などを進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行う。 [2-1-⑥,6-2-④,6-3-①,②]
- ④ 文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成などにより、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策及び維持管理を適切に実施する。
[8-3-①]
- ⑤ 地域コミュニティの維持・人口流出防止のため、早期に被災者の生活再建支援を行う。
被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保に向け、関係機関との連携体制の確立を図る。 [8-2-①]

- ⑥ テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難勧告等の重要な情報を、孤立する可能性のある集落をはじめ、住民に伝達できるよう、県及び町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNSなど、情報伝達手段の多様化を図る。また、災害時の円滑な情報伝達を図るため、登録制メール、ホームページ、スマホアプリなどの複数媒体にワンオペレーションで情報伝達を行えるようにする。 [2-2-①,3-2-⑧,4-2-②,4-3-①]
- ⑦ 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、町内の指定避難所などにおいて無線LAN環境を構築する。 [4-2-①]
- ⑧ 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、SNSやスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う。また、災害に備えて計画的に庁舎のサーバの耐震化やデータセンターの活用など通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める。 [4-1-②,③,5-2-②]
- ⑨ 災害時の行政手続きを円滑かつ効率的に進めるため、行政手続きの電子化を推進する。 [4-1-④]

(3) 保健医療・福祉

- ① 社会福祉施設等の機能確保のため、非常用電源の確保を働きかける。 [6-1-①]
- ② 医薬品や燃料等について備蓄を進めるとともに、関係機関との協定等により確保を図る。 [2-1-④]
- ③ 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別支援計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する。 [2-4-①]
- ④ 災害時の医療関係者間の連携を確保するため、平常時に連携訓練を実施するなど都窪医師会との連携を図る。 [2-4-②]
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る。 [2-4-③]

⑥ 被災地域における感染症の拡大を予防するため、災害時の生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う。また、災害時の感染症拡大を予防するため、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により、予防接種への理解・認識の啓発を継続する。 [2-6-①,2-7-⑥,8-1-①,②]

⑦ 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する。また、学校施設において、衛生環境を確保するため、校舎内において洋式化されていないトイレについては、必要に応じて洋式トイレの設置促進を図る。 [2-6-②,2-7-②]

(4) 産業

① 広報紙・商工会報等により災害対応に係る国・県・町の補助金・金融支援等の周知を図る。 [5-1-①]

② 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援に備える。 [2-5-①]

③ 士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る。 [5-4-①]

④ 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電源車派遣及び災害時燃料供給施設を登録し、事前に要請方法等を協議する。長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に非常用発電機、太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を促進するなど、防災用電源の安定的な確保に努める。また、災害時のガソリン供給の停滞を防ぐため、近隣の燃料供給事業者と災害時応援協定の締結を進める。 [2-1-⑤、4-1-①,6-1-①,②,③,④]

(5) 交通・物流

① 物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、橋梁の長寿命化、沿道建築物の耐震化等を推進する。また、豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策を進める。さらに、救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、迅速な道路啓開体制の充実を図る。 [1-1-①,2-1-⑦,5-2-①,5-3-①,②,6-4-①]

- ② 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、緊急輸送道路の代替路、地域や集落へのアクセス路の整備など道路ネットワークの整備等の防災対策を進める。 [2-1-⑦,5-3-①,6-4-①]
- ③ 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援を図る。 [2-5-①]

(6) 農林水産

- ① 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う。さらに、農業水利施設の機能保全を計画的に実施する。 [5-6-①,②,7-3-①]
- ② 農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、森林の育成や機能保全を行うとともに、次世代への啓発を推進する。 [7-5-①]
- ③ 農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化などによる整備・保全活動等を推進する。 [7-5-②]
- ④ 食料品の安定供給の停止を回避するため、流通業者やコンビニエンスストア等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定締結などにより、1次及び2次物資保管庫を確保し、物流体制の実効性を高める。また、備蓄計画に基づき、物資備蓄の追加等を計画的に進める。 [2-1-①,②,5-5-①]

(7) 国土保全・土地利用

- ① 洪水などから市街地等の浸水を防ぐため、護岸整備や堆積土砂の撤去等を進める。また、排水機場の計画的な機能保全や改修を行うとともに、町が管理する農業用排水路の整備や適切な維持管理に努める。 [1-3-①,②,8-4-①]
- ② 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理に努める。また、住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、内水ハザードマップを作成する。 [1-3-④]
- ③ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害発生リスクの周知を行うとともに、必要に応じてハザードマップの見直しを行い、避難体制の確保を図る。 [1-4-②,⑤,5-6-①,7-3-①]

- ④ 洪水などの風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムライン（防災行動計画）を策定し、防災業務にその考え方を取り入れる。 [1-4-④]
- ⑤ 地震時等に著しく危険な市街地においては、被害の拡大を防ぐため、空家等の解消や道路・公園の整備などの対策を進める。 [1-1-④,1-2-③,5-3-①]
- ⑥ 大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、安全性を計画的に調査する。 [1-1-⑤]

（8）環境

- ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保や他市町村及び県等関係機関と連携した処理体制の整備を図る。 [8-1-①,②]
- ② 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、要管理物・有害物質の適正処理などの対策を進める。 [7-4-①,②]

■横断的分野（4分野）

（A）リスクコミュニケーション

- ① 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、内水ハザードマップ等の作成・改訂を進める。 [1-3-④,1-4-②,⑤,5-6-①,7-3-①]
- ② 住民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する。 [1-4-②,⑤]
- ③ 各家庭において、食料等の備蓄などの普及啓発を図る。 [2-1-③]
- ④ 地域コミュニティを維持するため、復旧資機材の調達・確保のための連携体制の確立などの被災者生活再建支援を実施する。また、文化財の所有・管理者の防災意識啓発など、防災対策を実施する。 [8-2-①,8-3-①]
- ⑤ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する。 [2-3-①]

(B) 人材育成

- ① 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの育成や個人のスキルアップのための研修、災害ボランティア機関とのさらなる連携強化を図る。 [8-2-②,③]
- ② 地域防災力の向上に向けて県と連携し、自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等など、地域の自主防災組織の中核となる人材として防災士の育成を進め、自主防災組織の強化を図る。 [1-4-③,2-3-②]

(C) 官民連携

- ① 避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 [1-3-③,1-4-①]
- ② 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る。 [1-4-③]
- ③ 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの育成や個人のスキルアップのための研修、災害ボランティア機関とのさらなる連携強化を図る。 [8-2-②,③]
- ④ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する。 [2-3-①]
- ⑤ 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援に備える。 [2-5-①]
- ⑥ 県及び県内市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、町は受援計画を策定するとともに、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町との協定締結などを通じて連携を強化する。 [2-3-③,3-2-⑦,⑪]

(D) 老朽化対策

- ① 地震や河川浸水、土砂災害等により、空家等が全壊等の被害を受けた場合、復旧や復興に支障をきたす可能性があるため、平常時から空家等の除却を促進する。 [1-2-③]

② 洪水などから市街地等の浸水を防ぐため、護岸整備や堆積土砂の撤去等を進める。また、排水機場の計画的な機能保全や改修を行うとともに、町が管理する農業用排水路の整備や適切な維持管理に努める。
[1-3-①,②,8-4-①]

③ 水道施設の基幹管路は、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する。

また、被災時に下水道（污水处理）機能を確保するため、下水道施設等の老朽化対策に伴う更新工事などを進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行う。 [2-1-⑥,6-2-①, 6-3-①,②]

④ 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、緊急輸送道路の代替路、地域や集落へのアクセス路等の整備などの道路ネットワークの整備等の防災対策を進める。 [5-3-①,6-4-①]

第5章 計画の推進

I 施策の重点化

限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に町域の強靱化を推進するため、「早島町総合計画」や「早島町地域防災計画」をはじめとする町の各種個別計画等の内容を踏まえるとともに、国及び県の計画との調和を保ちながら、本町が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度など、表5.1.1 重点化の視点を総合的に勘案し、各施策分野の重点化事項を定めていくものとする。

表 5.1.1 重点化の視点

効果の大きさ	○災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ ・ 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など
緊急性・切迫性	○災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い ・ 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など
施策の進捗状況	○全国的な水準や目標等に対する進捗の状況 ・ 対策に係る目標（全国的な水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を図る必要があるか、など
平常時の活用	○災害時のみならず、平常時における活用の有効性 ・ 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平常時の課題解決にも有効に機能するものか、など
国全体の強靱化への貢献	○国全体の強靱化に対する貢献の度合い ・ 国の基本計画との関係等、対策が国全体の強靱化にどの程度貢献するか、など

II 施策の推進とPDCA サイクル

(1) 計画の推進

町地域計画による強靱化を着実に推進するため、「県地域計画」や「早島町総合計画」等の関連計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。

計画の推進にあたっては、本町各課の連携はもとより、国、県、関係機関、住民等の多様な主体と相互に連携を図ることで、効果的に計画を推進する。

(2) 計画の進捗管理

町地域計画に位置づける個別の施策（別紙2 個別事業一覧）は、基本目標及び特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連づけられる計画に基づき、優先度を考慮し推進する。

町地域計画においては、必要に応じて、「早島町総合計画」や「早島町地域防災計画」などの各種計画で新たに見直された取組を順次追加し、漏れのない強靱化の取組を推進する。強靱化に関連する他の計画を見直す際には、町地域計画との整合性について留意するものとする。

町地域計画の最終年には、個別の施策の取組の成果及び「県地域計画」等の関連計画等の見直し内容を踏まえた計画の改訂を行う。

なお、改訂にあたっては、重要業績指標の実績値と目標値を比較して達成状況の確認を行い、すでに完了した取組の削除、新たな計画期間で進めるべき取組の追加などを検討する。

また、達成状況の確認結果及び、関連計画等の見直し内容をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、「施策分野」、「脆弱性評価」、「強靱化に向けた推進方針」などについて改訂を行う。

【別紙 1】脆弱性評価結果

(目次)

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		ページ 【別紙 1】	ページ 【別紙 2】
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	28	45
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	28	47
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	29	48
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	30	50
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	30	52
2-2	長期にわたる孤立地域等の同時発生	31	54
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	31	55
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	32	56
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	32	58
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	33	59
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	33	60
3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	34	61
3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	34	61
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	35	64
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	36	66
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	36	66
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	37	68
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	37	68
5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	38	69
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響	38	70
5-5	食料等の安定供給の停滞	38	70
5-6	農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	39	71
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	39	72
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	40	73
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	40	73
6-4	地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態	40	74
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	40	74
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	41	75
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	41	75
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	41	76
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	41	76
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	42	77
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	42	78
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	42	79
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	43	80
8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	43	80

注. 各取組の末尾の [] 内に、別紙 2 で示した起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の個別事業一覧（主な取組）の該当箇所を示した。（例） [1-1-①] →別紙 2 1-1-(1) 住宅・建築物の耐震化

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化促進）

- ① 早島町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充や広報活動により、耐震化促進策を検討する必要がある。【建設農林】 [1-1-①]

（町管理施設の計画的な耐震対策の推進）

- ② 耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する町有特定建築物については、最大震度 6 強の揺れが想定されている長者ヶ原-芳井断層や南海トラフ巨大地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。【各施設管理担当】 [1-1-①]

（町立学校園の耐震化促進）

- ③ 町立学校園の耐震化については、全ての建物で対策が進んだものの、引き続き、吊り天井などの非構造部材を含めた耐震化、ブロック塀等の安全点検などを進める必要がある。【学校教育】 [1-1-②]

（不特定多数が集まる生涯学習施設の耐震化促進）

- ④ 不特定多数が集まる生涯学習施設の耐震化については、中央公民館、コミュニティハウスなどの全ての建物で対策が進んだものの、天井などの非構造部材を含めた耐震化をさらに進める必要がある。【生涯学習】 [1-1-③]

（不特定多数が集まる都市公園施設等の耐震化、老朽化対策の推進）

- ⑤ 不特定多数の住民等が集まる施設であり、災害発生時には避難所、災害復旧の拠点となる町有の都市公園施設等の耐震化及び機能の強化を進めるとともに、今後老朽化する施設が増えれば災害発生時に安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を適切に実施する必要がある。【建設農林】 [1-1-④]

（大規模盛土造成地の計画的な調査実施）

- ⑥ 大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、県の一次調査でその位置や規模を抽出した大規模盛土造成地の安全性を、計画的に調査する必要がある。【建設農林】 [1-1-⑤]

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（消防団の充実強化）

- ① 全体の団員数が減少していることから、引き続き若手消防団員の確保に努める必要がある。また、出火時に消防団が活用する設備の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。【総務】 [1-2-①]

(防災意識の普及啓発)

- ② 大規模火災による逃げ遅れを防ぐため、幼稚園及び小・中学校の児童・生徒に対して、防災・減災をテーマにした学習活動や、避難訓練の実施などにより、防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。【学校教育】
[1-2-②]

(空家等の除却対策の促進)

- ③ 地震や河川浸水、土砂災害等により、空家等が全壊等の被害を受けた場合、復旧や復興に支障をきたす可能性があるため、平常時から空家等の除却を促進する必要がある。【建設農林】 [1-2-③]

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(計画的な河川施設整備の推進)

- ① 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗堀、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。【建設農林】 [1-3-①]

(農業水利施設の排水機能の確保)

- ② 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能保全や改修を計画的に実施するとともに、町が管理する農業用排水路の整備や適切な維持管理を推進する必要がある。【建設農林】
[1-3-②]

(要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進)

- ③ 平成 29 年の水防法の改正により、浸水想定区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【総務】 [1-3-③]

(内水排除対策の推進)

- ④ 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理を推進する必要がある。また、内水ハザードマップを作成する必要がある。【建設農林、上下水道】 [1-3-④]

(水防体制の充実・強化)

- ⑤ 豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員（消防団員）の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う消防団員を対象として、水防技術の向上を図る研修を実施することなどにより、水防体制の充実・強化を図る必要がある。【総務】 [1-3-⑤]

(防災意識の普及啓発)

- ⑥ 大規模火災による逃げ遅れを防ぐため、幼稚園及び小・中学校の児童・生徒に対して、防災・減災をテーマにした学習活動や、避難訓練の実施などにより、防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。【学校教育】
[1-3-⑥]

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進)

- ① 平成 29 年の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務づけられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【総務】 [1-4-①]

(防災意識の普及啓発)

- ② ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難指示等の情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難指示等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、県、町が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。【総務、学校教育】 [1-4-②,⑤]

(自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- ③ 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る必要がある。【総務】 [1-4-③]

(タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進)

- ④ 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。【総務】 [1-4-④]

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資備蓄の推進)

- ① 公的備蓄は、令和 3 年 1 2 月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づき必要量を確保しており、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るための感染症対策資材も、町地域計画内の備蓄品目に追加されている。今後、必要に応じた計画の見直しを行う必要がある。【総務】 [2-1-①,②]

(生活必需品の個人備蓄等の促進)

- ② 「3 日分以上、推奨 1 週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人による備蓄が進むよう、県、町が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。【総務】 [2-1-③]

(支援物資物流体制の推進)

- ③ 流通業者などとの間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、訓練の実施やマニュアルの整備などにより、実効性を高めていく必要がある。【総務】 [2-1-④]

(燃料供給体制の推進)

- ④ 災害時の優先給油に関する協定の締結を進めるとともに、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【総務】 [2-1-⑤]

(水道施設の計画的耐震化の促進)

- ⑤ 水道施設の基幹管路において、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する必要がある。【上下水道】 [2-1-⑥]

(道路啓開体制の確保)

- ⑥ 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【建設農林】 [2-1-⑦]

2-2) 長期にわたる孤立地域等の同時発生

(道路啓開体制の確保)

- ① 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【建設農林】 [2-2-②]

(孤立可能性のある集落等での通信確保)

- ② 災害時の孤立化を防止するため、スマホアプリの導入など連絡手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄を促進する必要がある。【総務課】 [2-2-①]

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地区防災計画の作成促進)

- ① 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [2-3-①]

(防災士の育成)

- ② 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平常時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる防災士の育成を図る必要がある。【総務】 [2-3-②]

(円滑な受援体制の構築)

- ③ 災害時に県、他市町村、関係機関や、ボランティアや NPO 等の支援を受け入れるための手順等を定めた受援計画を策定したうえで、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。【総務】 [2-3-③]

(消防団の充実強化)

- ④ 住民への普及啓発に取り組んでいるが、全体の団員数が減少していることから、今後は若手消防団員の確保に努める必要がある。また、出火時に消防団が活用する設備の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。【総務】 [2-3-④]

(自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- ⑤ 県、町が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化の取組を引き続き進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、避難訓練の実施等、平常時からの活動活性化を図る必要がある。【総務】 [2-3-⑤]

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害時要配慮者個別支援計画の作成促進)

- ① 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別支援計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。【総務、健康福祉】 [2-4-①]

(医師会との連携)

- ② 災害時の医療関係者間の連携を確保するため、平常時から連携訓練を実施するなど都窪医師会との連携を図る必要がある。【健康福祉】 [2-4-②]

(福祉避難所の指定拡大の促進)

- ③ 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【総務、健康福祉】 [2-4-③]

(道路啓開体制の確保)

- ④ 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【建設農林】 [2-4-④]

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- ① 企業に対して災害時の帰宅困難者を発生させないための対策を啓発するとともに、町内で帰宅困難者を受け入れる公共施設等を検討するなど、帰宅困難者の支援に備える必要がある。【総務】 [2-5-①]

(学校園での長期滞在対策の検討)

- ② 町内の公立学校園において災害時の授業再開のための指標を示すなどした BCP 策定を進める必要がある。また、町内の公立学校園の「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、長期間の待機が必要になった場合の、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、検討する必要がある。【学校教育】 [2-5-②]

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(予防接種の推進)

- ① 予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応（子どもに対する情報提供や事前・事後の医療相談）により、予防接種への理解、認識の啓発を継続する必要がある。【健康福祉】 [2-6-①]

(避難所における感染症対策の推進)

- ② 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。【総務】 [2-6-②]

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成促進)

- ① 避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、町において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう「避難所運営マニュアル」を作成して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。【総務】 [2-7-①]

(学校施設等における対策)

- ② 災害時には避難所として利用される学校施設において、衛生環境を確保するため、洋式トイレの設置促進を図る必要がある。【学校教育】 [2-7-②]

(予防接種の推進)

- ③ 予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応（子どもに対する情報提供や事前・事後の医療相談）により、予防接種への理解、認識の啓発を継続する必要がある。【健康福祉】 [2-7-⑦]

(物資備蓄の拡大)

- ④ 公的備蓄は、令和3年12月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づき必要量を確保しており、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るための感染症対策資材も、町地域計画内の備蓄品目に追加されている。今後、必要に応じた計画の見直しを行う必要がある。【総務】 [2-7-④,⑤]

(医師会との連携)

- ⑤ 災害時に医療関係者を確保するため、平常時から連携訓練を実施するなど都窪医師会との連携を図る必要がある。【健康福祉】 [2-7-⑥]

(避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進)

- ⑥ 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。また、避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒等、まん延防止措置を適切に実施する必要がある。【総務、健康福祉、学校教育、生涯学習】 [2-7-⑧]

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ⑦ ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難指示等の情報の意味の理解、各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難指示等発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、県、町が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を引き続き行う必要がある。また、想定される災害の種別や、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【総務】 [2-7-③]

3 必要不可欠な行政機能を確保

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(自主防犯活動の維持)

- ① 災害時においても町内の安全を確保するため、平常時から青色防犯パトロールの継続実施などにより、自主防犯活動を維持する必要がある。【総務】 [3-1-①]

3-2) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(早島町国土強靱化地域計画の策定推進)

- ① 町域の強靱化を効果的に推進するため、早島町国土強靱化地域計画を策定するとともに、計画に基づき、県と一体となって強靱化施策に取り組む必要がある。【総務】 [3-2-①]

(早島町業務継続計画等の継続的な見直し)

- ② 早島町業務継続計画（BCP）、下水道業務継続計画（BCP）について、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより、計画見直しを継続的に行っていく必要がある。【総務、上下水道】 [3-2-②,③,④]

(他市町村との連携強化)

- ③ 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める必要がある。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町村との協定締結などを通じて、連携を強化する必要がある。【総務】 [3-2-⑤]

(災害対応業務を遂行できる職員の育成)

- ④ 被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営や罹災証明発行事務等の災害対応業務について、各種訓練を通じて円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。【総務】 [3-2-⑥]

(職員初動マニュアルの継続的な見直し)

- ⑤ 災害発生後、町職員が所属課、災害対策班の活動を円滑に進めることができるように、既に策定している職員初動マニュアルを継続的に見直すとともに、初動時などの災害対応訓練を行うなどして、災害対応力を高める必要がある。【総務】 [3-2-⑦]

(地区防災計画の作成促進)

- ⑥ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [3-2-⑨]

(防災士の育成)

- ⑦ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平常時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる人材として、防災士の育成を図る必要がある。【総務】 [3-2-⑩]

(受援計画の策定)

- ⑧ 災害時に県、他市町村、関係機関、ボランティアや NPO 等の支援を受け入れるための手順等を定めた受援計画を策定したうえで、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。【総務】 [3-2-⑪]

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災用電源の安定的確保)

- ① 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に非常用発電機、太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を維持するなど、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【総務、学校教育、生涯学習】 [4-1-①]

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ② 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNS やスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [4-1-②]

(通信関連施設の耐災害性向上)

- ③ 災害に備えて計画的に庁舎のサーバ室の耐震化やデータセンターの活用など通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。【総務、まちづくり企画】 [4-1-③]

(スマート自治体への体制整備)

- ④ 災害時の行政手続きを円滑かつ効率的に進めるため、行政手続きの電子化を推進する必要がある。【まちづくり企画】 [4-1-④]

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害時における公衆無線LAN環境の確保)

- ① 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、町内の指定避難所において公衆無線LAN環境を構築する必要がある。【まちづくり企画】 [4-2-①]

(住民への情報伝達手段の多様化)

- ② テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達できるよう、県、町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNSなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【総務】 [4-2-②]

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備)

- ① 緊急地震速報等の重要情報を国から市町村が直接受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)について、災害情報伝達システムを自動的に連動させ、迅速かつ確実に住民に情報伝達するため、運用訓練を定期的実施する必要がある。また、災害情報伝達システムから登録制メール、ホームページ、スマホアプリなどの複数媒体にワンオペレーションで情報伝達を行えるようにすることで、災害時の円滑な情報伝達を図る必要がある。【総務】 [4-3-①]

(住民への情報伝達手段の多様化)

- ② テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達できるよう、県、町が連携し、スマホアプリや緊急速報メール、SNSなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【総務】 [4-3-③]

(ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進)

- ③ ハザードマップを継続して更新するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。【総務】 [4-3-②]

(幼少期からの防災教育の推進)

- ④ 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施していく必要がある。【学校教育】 [4-3-②]

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ⑤ 想定される災害の種別や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【総務】 [4-3-②]

(災害時要配慮者個別支援計画の作成促進)

- ⑥ 高齢者や障がい者などに対し、平常時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく災害時要配慮者個別支援計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。【総務、健康福祉】 [4-3-⑤]

(医師会との連携)

- ⑦ 災害時に医療関係者を確保するため、平常時から連携訓練を実施するなど都窪医師会との連携を図る必要がある。【健康福祉】 [4-3-⑥]

(福祉避難所の指定拡大の促進)

- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに福祉避難所の指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【総務、健康福祉】 [4-3-⑤]

(地区防災計画の作成促進)

- ⑨ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [4-3-④]

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ⑩ 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNSやスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [4-3-⑦]

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(災害リスクや支援事業の周知)

- ① 町の各種広報媒体、商工会報等により災害リスクや国・県・町の補助金・金融支援等の周知を図る必要がある。【まちづくり企画】 [5-1-①]

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ① 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [5-2-②]

(道路啓開体制の確保)

- ② 災害時の救助・救急、医療活動と連携した車両の通行ルート確保などを検討する必要がある。また、訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【建設農林】 [5-2-①]

5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- ① 被災による経済活動の停滞を防止するため、国・県道における緊急輸送道路の代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【建設農林】 [5-3-①]

(道路環境の適正な維持管理)

- ② 道路機能維持のため、道路施設となる法面、擁壁、標識等の適正な維持管理に努め、効率的・効果的な維持管理を行う必要がある。【建設農林】 [5-3-①]

(橋梁の長寿命化)

- ③ 長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【建設農林】 [5-3-②]

5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

(災害時の個人資産の保全)

- ① 士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る必要がある。【総務】 [5-4-①]

5-5) 食料等の安定供給の停滞

(支援物資物流体制の推進)

- ① 流通業者やコンビニエンスストア等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定の締結などにより、1次及び2次物資保管庫を確保し、物流体制の実効性を高めていく必要がある。【総務】 [5-5-①]

(物資備蓄の推進)

- ② 公的備蓄は、令和3年12月に県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会が改訂した備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づき必要量を確保しており、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るための感染症対策資材も、町地域計画内の備蓄品目に追加されている。今後、必要に応じた計画の見直しを行う必要がある。【総務】 [5-5-②,③]

(生活必需品の個人備蓄等の促進)

- ③ 「3日以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人による備蓄が進むよう、県、町が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。【総務】 [5-5-④]

5-6) 農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ① 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。【建設農林】 [5-6-①]

(農業水利施設の保全)

- ② 農業水利施設の機能保全を計画的に実施する必要がある。【建設農林】 [5-6-②]

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電源車派遣に関する事前協議)

- ① 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電源車派遣及び災害時燃料供給施設を登録し、事前に要請方法を協議しておく必要がある。【総務】 [6-1-①]

(ガソリン、灯油等の確保対策)

- ② 近隣の燃料供給事業者と災害時応援協定の締結などにより、災害時のガソリン・灯油等の供給の停滞を防ぐ必要がある。【総務】 [6-1-②]

(防災用電源の安定的確保)

- ③ 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、指定避難所に非常用発電機、太陽光発電装置や蓄電池の設置、役場庁舎の非常用電源を安定的に稼働させるための対策を維持するなど、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【総務、学校教育、生涯学習】 [6-1-③]

(災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ④ 災害情報伝達システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中で常に安定して稼働させるとともに、SNSやスマホアプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【総務】 [4-1-②]

(通信関連施設の耐災害性向上)

- ⑤ 災害に備えて計画的に庁舎のサーバ室の耐震化やデータセンターの活用など通信関連環境の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。【総務、まちづくり企画】 [4-1-③]

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の計画的耐震化の促進)

- ① 地震発生時に水道施設の基幹管路の被害を軽減し、早期に断水状態から復旧させるため、配水本管の耐震管への布設替えを進める必要がある。【上下水道】 [6-2-①]

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の老朽化対策の推進)

- ① 下水道施設については、今後想定される耐用年数を経過した管渠等のストックの急激な老朽化の進行に対応するため、既策定しているストックマネジメント計画を継続的に見直し、計画的に対策を実施する必要がある。【上下水道】 [6-3-①]

(下水道業務継続計画 (BCP) の定期的な見直し)

- ② 下水道業務継続計画 (BCP) は策定済みであり、引き続き、災害発生時の迅速な復旧、事業継続に向け、下水道業務継続計画 (BCP) の定期的な見直しを図る必要がある。【上下水道】 [6-3-②]

6-4) 地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態

(落石等危険箇所対策及び道路啓開体制の確保)

- ① 道路の防災・減災機能を高めるため、道路施設の定期的な点検を行い、通行の支障となる要因の早期発見と除去を行っているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には、必要に応じて災害時協力協定締結機関にも協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。【建設農林】 [6-4-①]

(地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備)

- ② 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。【建設農林】 [6-4-①]

(橋梁の長寿命化の推進)

- ③ 長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【建設農林】 [6-4-②]

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(計画的な河川施設整備の推進)

- ① 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗掘、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。【建設農林】 [6-5-①]

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ② 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。【建設農林】 [6-5-②]

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(初期消火体制の充実)

- ① 消火器及び住宅用火災報知器設置の周知など、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る。また、既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討による拡充を図る。【総務,上下水道】 [7-1-①,②]

(消防団の充実強化)

- ② 住民への普及啓発に取り組んでいるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き若手消防団員の確保に努める必要がある。また、出火時に消防団が活用する設備の更新により、消防団の機能を充実強化する必要がある。【総務】 [7-1-③]

(地区防災計画の作成促進)

- ③ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【総務】 [7-1-④]

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化促進)

- ① 早島町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充や広報活動により、耐震化を促進する必要がある。【建設農林】 [7-2-①]

7-3) ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ① 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設について計画的に改修するとともに、低水位管理等の安全対策に加え、ため池ハザードマップ作成等の減災対策を進める必要がある。また、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う必要がある。【建設農林】 [7-3-①]

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(有害物質対策の強化)

- ① 防護服の備蓄及び防護服制作事業者との災害時応援協定締結などにより、災害時の有害物質対策の強化を図る必要がある。【総務、町民】 [7-4-①]

(要管理物・有害物質への対応)

- ② 業者引取ルートを整備などの対策を講じ、要管理物・有害物質の適正処理を推進する必要がある。【町民】 [7-4-②]

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林機能の維持)

- ① 森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、森林の育成や機能保全を行うとともに、次世代への啓発を行う必要がある。【総務、建設農林、学校教育】 [7-5-①]

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ② 野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【建設農林】 [7-5-②]

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物仮置場の選定、確保及び災害廃棄物の迅速な処理)

- ① 災害時に迅速な復旧・復興を進めるため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物仮置場を平常時に選定・確保する必要がある。また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、再資源化や広域処理の処理先を確保する必要がある。【町民】 [8-1-①,②]

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(支援協定締結団体との連携強化)

- ① 災害時の障害物の除去や応急復旧等に必要となる人員、資機材等を確保するため、民間事業者等との災害時応援協定の締結の推進や、関係者との連携を強化する必要がある。【総務】 [8-2-①]

(災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ)

- ② 災害救援専門ボランティアの種類ごとに、新規登録ボランティアを掘り起こし、登録を行うとともに、実践型の訓練等を通じてスキルアップを図る必要がある。【総務、健康福祉】 [8-2-②]

(災害ボランティア関係機関との連携強化)

- ③ 平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対策も踏まえ、災害ボランティア関係機関と連携強化を図る必要がある。【総務、健康福祉】 [8-2-③]

(他市町村との連携強化)

- ④ 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、県が実施する訓練やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高める必要がある。また、広域避難所の確保に向けた近隣市町村との協定締結などを通じて、連携を強化する必要がある。【総務】 [8-2-④]

(災害時の個人資産の保全)

- ⑤ 士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士）との協定締結により、災害時の住民や事業者の資産の保全に係る支援を図る必要がある。【総務】 [8-2-⑤]

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財施設の適切な維持管理)

- ① 文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成などにより、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【生涯学習】 [8-3-①]

8-4) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(計画的な河川施設整備の推進)

- ① 洪水被害を未然に防ぐためにも、過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗掘、土砂堆積箇所等を考慮した対策を進める必要がある。【建設農林】 [8-4-①]

【別紙 2】 個別事業一覧（具体的な取組）

75 件の取組を起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別に整理した結果、再掲 47 件を含め計 122 件の取組となった（下表）。リスクシナリオ別の取組は、次頁以降のとおりとなった。

表 リスクシナリオ別取組件数一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	取組件数			
		うち再掲	合計 122	うち再掲 47	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	5	0	19	3
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	3	0		
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	6	2		
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	5	1		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	7	0	30	10
	2-2 長期にわたる孤立地域等の同時発生	2	1		
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	5	2		
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	4	1		
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	2	0		
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2	0		
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	8	6		
3 必要不可欠な行政機能を確保	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	1	0	12	4
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	11	4		
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4	0	16	10
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	2	1		
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	10	9		
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	1	0	14	6
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	2	2		
	5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	4	0		
	5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響	1	0		
	5-5 食料等の安定供給の停滞	4	3		
	5-6 農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響	2	1		
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	4	2	11	7
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	1	1		
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	2	1		
	6-4 地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態	2	1		
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	2	2		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	4	2	11	4
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	1	1		
	7-3 ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	1	1		
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	2	0		
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	3	0		
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	2	0	9	3
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	5	2		
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	1	0		
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1	1		

(事前に備えるべき目標)

1 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 住宅・建築物の耐震化 [建設農林課]

取組	・ 早島町耐震改修促進計画に基づく住宅・建築物の耐震化の促進や、支援制度の拡充を図るとともに、補助制度の拡充や広報活動を行う 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○町内に存在する住宅・建築物の耐震化率 90%	・ 95% (R8)
関連計画	早島町耐震改修促進計画	
実施主体	町	

(2) 町立学校園の耐震化促進 [学校教育課]

取組	・ 建築物の耐震化の促進、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等 【対象地区等】 幼稚園、小学校、中学校	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○町立学校園の建築物の耐震化率 100%	・ 100% (R8)
	○非構造部材の耐震化率 0%	・ 50% (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 生涯学習施設等の耐震化促進 [生涯学習課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震化の促進、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策等 <p>【対象地区等】 中央公民館、町民総合会館「ゆるびの舎」、さつき荘、いぶき荘、西コミュニティセンター、歴史民俗資料館、戸川家記念館</p>	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習施設等の建築物の耐震化率 100% ○非構造部材の点検・調査 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100% (R8) ・ 100% (R8)
	関連計画	-
	実施主体	町

(4) 都市公園施設の維持管理 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に避難場所、災害復旧の拠点となる都市公園施設について、災害時に有効に機能するよう、老朽化した施設の補修整備を推進する必要がある <p>【対象地区等】 早島公園、深砂公園、山川池親水公園、早島町ふれあいの森公園</p>	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○公園施設長寿命化計画に基づく更新工事の進捗率（老朽化対策，施設の補修・更新） 0.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50% (R8)
	関連計画	早島町公園施設長寿命化計画
	実施主体	町

(5) 大規模盛土造成地調査 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大地震時に大きな被害が生じるおそれのある盛土造成地について、現状の調査を行う <p>【対象地区等】 町内 16 か所</p>	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模盛土造成地の現地調査実施割合 0 箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 箇所 (R8)
	関連計画	早島町宅地耐震化推進事業
	実施主体	町

(起きてはならない最悪の事態)

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 消防団の充実強化 [総務課]

取組	・ 消防団員数の確保 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現状 (令和2年度実績)		目標
○消防団員数 153人		・ 159人 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施 [学校教育課]

取組	・ 教育カリキュラムや課外活動に防災・減災を取り上げるとともに、避難訓練を実施する 【対象地区等】 幼稚園、小学校、中学校	
重要業績指標 現状 (令和2年度実績)		目標
○地震等における避難訓練を実施した回数 幼稚園 2回 小学校 2回 中学校 2回		・ 幼稚園 3回 (R8) 小学校 3回 (R8) 中学校 3回 (R8)
○防災・減災を対象にした学習活動の実施回数 5年生 22時間		・ 5年生 22時間 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 空家の除却対策 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定空家等を除却する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、建物の除却を推進する 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○特定空家件数 9 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 件 (R8)
関連計画	早島町空家等対策計画	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 河川施設の整備 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の水害発生状況を踏まえ、護岸整備や異常洗堀及び土砂堆積箇所への対策を実施する 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○護岸整備または堆積土砂の撤去 221 m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,032 m³ (R8)
関連計画	第 5 次早島町総合計画	
実施主体	町	

(2) 農業水利施設の排水機能の確保 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 農業用排水路については、排水能力を確保するため、護岸の整備や堆積土砂の撤去を実施する また、排水機の機能保全並びに改修を計画的に実施する。 <p>【対象地区等】 水路：町内全域 排水機：弁才天排水機場、汐入川排水機場</p>	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
○水路の整備延長	121m	・836m (R8)
○長寿命化計画に基づく排水機場の機能保全箇所及び改修箇所	機能保全箇所 - 改修箇所 -	・ 1 箇所完了 (R8) ・ 1 箇所事業着手 (R8)
関連計画	第5次早島町総合計画、長寿命化計画	
実施主体	町・県	

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進 [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の作成 <p>【対象地区等】 社会福祉施設 6 施設、医療施設 1 施設、教育施設 1 施設</p>	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
○避難確保計画作成施設数	2 施設	・ 8 施設 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	要配慮者利用施設	

(4) 内水排除対策 [建設農林課、上下水道課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、水路やポンプ施設の整備や適切な維持管理を行う必要がある <p>【対象地区等】 排水機：弁才天排水機場、汐入川排水機場</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、内水ハザードマップを作成する <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化計画に基づく排水機場の機能保全箇所及び改修箇所 <p>機能保全箇所 -</p> <p>改修箇所 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内水ハザードマップの作成率 <p>0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所完了 (R8) ・ 1箇所事業着手 (R8) ・ 100% (R8) 	
関連計画	第5次早島町総合計画、長寿命化計画	
実施主体	町	

(5) 消防団の充実強化 (総務課) ※取組内容等は 1-2 (1) に記載

(6) 幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施 (学校教育課) ※取組内容等は 1-2 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進 [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の作成 <p>【対象地区等】 社会福祉施設 1 施設、教育施設 1 施設</p>	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
<ul style="list-style-type: none"> ○避難計画の策定数 <p>0 施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 施設 (R8) 	
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	要配慮者利用施設	

(2) 防災意識の普及啓発 [総務課]

取組	・ 出前講座の実施 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○出前講座の実施回数 3 回/年	・ 6 回/年 (R8)
	関連計画	早島町地域防災計画
	実施主体	町

(3) 自主防災組織の組織率向上 [総務課]

取組	・ 自主防災組織の新規設置 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○自主防災組織の設置地区数 23 地区	・ 28 地区 (R8)
	関連計画	早島町地域防災計画
	実施主体	町

(4) タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進 [総務課]

取組	・ タイムラインの作成 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○タイムラインの作成 1 個	・ 1 個 (R8)
	関連計画	早島町地域防災計画
	実施主体	町

(5) 幼稚園及び小・中学校の児童、生徒への普及・啓発活動の実施 (学校教育課) ※取組内容等は 1-2 (2) に記載

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境の確実な確保

(起きてはならない最悪の事態)

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(必要な取組)

(1) 物資備蓄の推進 [総務課]

取組	・ 非常食の確保 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○非常食の確保数 5,600 食	・ 7,300 食 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 物資備蓄の拡大 [総務課]

取組	・ おむつ・生理用品の確保 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○おむつ・生理用品の確保数 おむつ : 350 枚 生理用品 : 430 枚	・ おむつ : 350 枚 (R8) 生理用品 : 430 枚 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(3) 生活必需品の個人備蓄等の促進 [総務課]

取組	・ 出前講座による周知 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○出前講座の実施回数 2回/年	・ 6回/年 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(4) 支援物資物流体制の推進 [総務課]

取組	・ 民間企業との協定締結 【対象地区等】 全国の支援物資取扱事業者	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○民間企業との協定締結数 4社	・ 6社 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(5) 燃料供給体制の推進 [総務課]

取組	・ 燃料供給事業者との協定締結 【対象地区等】 近隣の燃料供給事業者	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○燃料供給事業者との協定締結数 1社	・ 2社 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(6) 基幹管路の計画的耐震化の促進 [上下水道課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に基幹管路の被害を軽減し、早期に断水状態から復旧させるため、町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、配水本管の耐震管への布設替えを進める 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○水道の配水本管の耐震管布設率 41. 1%	・ 50. 1% (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(7) 早期の道路啓開 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定について、検討を行う必要がある。 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○啓開ルートの設定検討 0%	・ 100% (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

2-2) 長期にわたる孤立地域等の同時発生

(必要な取組)

(1) スマホアプリの導入 [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> スマホアプリの導入 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○スマホアプリ (コスモキャスト) の導入数 65 件	・ 325 件 (R8)
関連計画	第 5 次早島町総合計画、早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 早期の道路啓開（建設農林課） ※取組内容等は 2-1（7）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（必要な取組）

(1) 地区防災計画の作成促進 [総務課]

取組	・ 地区防災計画の作成 【対象地区等】 自主防災組織	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○地区防災計画の作成地区数 0 地区	・ 3 地区 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 防災士の育成 [総務課]

取組	・ 資格取得に係る補助 【対象地区等】 住民全員	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○資格取得に係る補助人数 11 人	・ 28 人 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(3) 受援体制の確立 [総務課]

取組	・ 受援体制の確立 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○受援計画の策定率 0%	・ 100% (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(4) 消防団の充実強化 (総務課) ※取組内容等は 1-2 (1) に記載

(5) 自主防災組織の組織率向上 (総務課) ※取組内容等は 1-4 (3) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(必要な取組)

(1) 災害時要配慮者個別支援計画の策定 [総務課、健康福祉課]

取組	・ 個別計画の策定 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○災害時要配慮者個別支援計画の策定 件数 0 件	・ 170 件 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 都窪医師会との連携 [健康福祉課]

取組	・ 連携訓練の実施 【対象地区等】 都窪医師会	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○協定に基づく連携訓練の実施回数 0 回	・ 1 回 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 福祉避難所の指定拡大 [総務課、健康福祉課]

取組	・ 福祉避難所の指定 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○福祉避難所の指定箇所数 1 箇所	・ 2 箇所 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(4) 早期の道路啓開 (建設農林課) ※取組内容等は 2-1 (7) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

(必要な取組)

(1) 帰宅困難者対策の推進 [総務課]

取組	・ 公共施設等での受入想定を地域防災計画に記載する 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○帰宅困難者の受入施設数 0 施設	・ 1 施設 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 学校園への長期滞在対策の検討 [学校教育課]

取組	・ 学校園における BCP の策定 ・ 授業再開のための指標の作成 【対象地区等】 幼稚園、小学校、中学校	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○BCP 策定校数 0 校	・ 3 校 (R8)
関連計画	-	
実施主体	幼稚園、小学校、中学校	

(起きてはならない最悪の事態)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(必要な取組)

(1) 予防接種の推進 [健康福祉課]

取組	・ 法律によって接種が義務づけられている予防接種の接種率を100%に高める 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現状 (令和2年度実績)		目標
○予防接種の接種率 -		・ 100% (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 避難所における感染症対策の推進 [総務課]

取組	・ パーティション等の購入 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現状 (令和2年度実績)		目標
○パーティション等の購入数 80枚		・ 80枚 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(必要な取組)

(1) 避難所運営マニュアルの作成 [総務課]

取組	・ 避難所運営マニュアルの作成 【対象地区等】 指定避難所（県立早島支援学校体育館、小学校、児童館、さつき荘、町民総合会館、幼稚園、中央公民館、地域福祉センター、いぶき荘、中学校、西コミュニティセンター）	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
○避難所ごとの運営マニュアルの作成施設数	1 施設	・ 4 施設 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 学校施設における洋式トイレの改修促進 [学校教育課]

取組	・ 洋式トイレへの改修を行うとともに、洋式化されていないトイレについては、必要に応じて設置促進を図る 【対象地区等】 幼稚園、小学校、中学校	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
○洋式化改修校数	3 校	・ 3 校 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 防災意識の普及啓発（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等）（総務課） ※取組内容等は 1-4 (2) に記載

(4) 物資備蓄の推進（総務課） ※取組内容等は 2-1 (1) に記載

(5) 物資備蓄の拡大（総務課） ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(6) 都窪医師会との連携（健康福祉課） ※取組内容等は 2-4 (2) に記載

(7) 予防接種の推進（健康福祉課） ※取組内容等は 2-6 (1) に記載

(8) 避難所における感染症対策の推進（総務課） ※取組内容等は 2-6 (2) に記載

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能を確保

(起きてはならない最悪の事態)

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(必要な取組)

(1) 自主防犯活動の維持 [総務課]

取組	・ 青色防犯パトロールの継続実施 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○青色防犯パトロール実施回数 173 回/年	・ 180 回/年 (R8)
関連計画	-	
実施主体	早島交番自主パトロール隊・町	

(起きてはならない最悪の事態)

3-2) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(必要な取組)

(1) 国土強靱化地域計画の策定 [総務課]

取組	・ 国土強靱化地域計画の策定及びフォローアップ調査の実施 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○計画の策定数 0%	・ 100% (R3) ・ フォローアップ 5 回 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 早島町業務継続計画の継続的な見直し [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 早島町業務継続計画の見直し 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○早島町業務継続計画の見直し回数 0 回	<ul style="list-style-type: none"> 2 回 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(3) 下水道業務継続計画 (BCP) の継続的な見直し [上下水道課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 既に策定している下水道業務継続計画 (BCP) の継続的な見直し 【対象地区等】 下水道供用開始区域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○下水道業務継続計画 (BCP) の見直し回数 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 2 回 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(4) 災害時の業務継続体制の確保 [全課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設及び職員の被災が生じた場合も業務を継続できる体制、対策を検討する 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○町の業務継続計画の継続見直し 0 回	<ul style="list-style-type: none"> 2 回 (R8)
関連計画	第 5 次早島町総合計画	
実施主体	町	

(5) 他市町村との連携強化 [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難所の確保に向けた近隣市町との連携 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○広域避難所の確保に向けた近隣市町との連携地域数 0 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 地域 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(6) 災害対応業務を遂行できる職員の育成 [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人事及び行政改革の推進 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○防災対応に備えた訓練の実施回数 0 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回/年 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(7) 職員初動マニュアルの継続的な見直し [総務課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員初動マニュアルの見直し 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○職員初動マニュアルの見直し回数 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 回 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(8) スマホアプリの導入 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (1) に記載

(9) 地区防災計画の作成促進 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (1) に記載

(10) 防災士の育成 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (2) に記載

(11) 受援体制の確立 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (3) に記載

(事前に備えるべき目標)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保

(起きてはならない最悪の事態)

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(必要な取組)

(1) 指定避難所への非常電源設備等の設置 [総務課・学校教育課・生涯学習課]

取組	・ 発電機、太陽光発電装置及び蓄電池の設置 【対象地区等】 指定避難所（県立早島支援学校体育館、小学校、児童館、さつき荘、町民総合会館、幼稚園、中央公民館、地域福祉センター、いぶき荘、中学校、西コミュニティセンター）	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
○指定避難所への非常電源設備等の設置 施設数 4 施設	・ 5 施設 (R8)	
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 [総務課]

取組	・ 庁舎の非常用電源の維持 【対象地区等】 役場庁舎	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
○非常用電源の維持箇所数 2 箇所	・ 2 箇所 (R8)	
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(3) 通信関連施設及び備品の対災害性向上 [総務課・まちづくり企画課]

取組	・ サーバ室の耐震化及びデータセンターの活用 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○サーバ室の耐震化率 100% ○データセンターを活用しているシステムの割合 80%	・ 100% (R8) ・ 85% (R8)
	関連計画	-
	実施主体	町

(4) スマート自治体への体制整備 [まちづくり企画課]

取組	・ 行政手続きの電子化 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○行政手続きの電子化数 6 手続	・ 32 手続 (R8)
	関連計画	-
	実施主体	町

(起きてはならない最悪の事態)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(必要な取組)

(1) 災害時における公衆無線LAN環境の確保 [まちづくり企画課]

取組	・ 指定避難所における Wi-Fi 環境の構築 【対象地区等】 指定避難所（県立早島支援学校体育館、小学校、児童館、さつき荘、町民総合会館、幼稚園、中央公民館、地域福祉センター、いぶき荘、中学校、西コミュニティセンター）	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○Wi-Fi 環境を構築する指定避難所数 11 箇所	・ 11 箇所 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) スマホアプリの導入 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(必要な取組)

(1) 災害情報伝達システムの構築 [総務課・まちづくり企画課]

取組	・ ワンオペレーションによる複数媒体への情報伝達 【対象地区等】 登録制メール、ホームページ、スマホアプリ	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○ワンオペレーションとする情報伝達媒体数 2 媒体	・ 3 媒体 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 防災意識の普及啓発 ※取組内容等は 1-2 (2) (学校教育課)、1-4 (2) (総務課) に記載

(3) スマホアプリの導入 (総務課) ※取組内容等は 2-2 (1) に記載

(4) 地区防災計画の作成促進 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (1) に記載

- (5) 災害時要配慮者個別支援計画の策定（総務課・健康福祉課） ※取組内容等は 2-4（1）に記載
- (6) 都窪医師会との連携（健康福祉課） ※取組内容等は 2-4（2）に記載
- (7) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善（総務課） ※取組内容等は 4-1（2）に記載

(事前に備えるべき目標)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(必要な取組)

(1) 災害リスクや支援事業の周知 [まちづくり企画課]

取組	・ 町の各種広報媒体及び商工会報等により災害リスクや国・県・町の支援事業等の周知を図る 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○町の各種広報媒体及び商工会報等での支援事業等の周知回数 0 回	・ 2 回 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 早期の道路啓開 (建設農林課) ※取組内容等は 2-1 (7) に記載

(2) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 (総務課) ※取組内容等は 4-1 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 道路交通基盤の整備 [建設農林課]

取組	・ 道路機能維持のため、道路施設となる法面、擁壁、標識等の適正な維持管理に努め、効率的・効果的な維持管理を行う	
	【対象地区等】 町内全域	
取組	・ 国・県道における緊急輸送道路等の代替路として幹線道路の整備を進める	
	【対象地区等】 町道 1 号線ほか	
重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)		目標
○法面、擁壁、標識等の点検回数	1 回	・ 2 回 (R8)
○町道の整備	1 路線	・ 3 路線 (R8)
関連計画	第 5 次早島町総合計画	
実施主体	町	

(2) 橋梁の長寿命化 [建設農林課]

取組	・ 長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検・補修を実施することで長寿命化を図っており、引き続き予防保全の維持管理を推進する	
	【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)		目標
○橋梁点検及び補修の実施	判定Ⅲ以上： 1 橋	・ 0 橋 (R8)
関連計画	長寿命化修繕計画	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 災害時の個人資産の保全 [総務課]

取組	・ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士との協定締結 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○土業との協定締結数 3 件	・ 4 件 (R3)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(起きてはならない最悪の事態)

5-5) 食料等の安定供給の停滞

(必要な取組)

(1) 支援物資物流体制の推進 [総務課]

取組	・ 1 次及び 2 次物資保管庫の確保 【対象地区等】 民間企業の倉庫	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○物資保管庫の確保数 0 か所	・ 1 か所 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 物資備蓄の推進 (総務課) ※取組内容等は 2-1 (1) に記載

(3) 物資備蓄の拡大 (総務課) ※取組内容等は 2-1 (2) に記載

(4) 生活必需品の個人備蓄等の促進 (総務課) ※取組内容等は 2-1 (3) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-6) 農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(必要な取組)

(1) 防災重点ため池の安全対策の推進 [建設農林課]

取組	・ 老朽ため池の決壊による被害を未然に防止するため、改修の必要な施設については計画的に改修するとともに、ハザードマップ作成等の減災対策を進めるとともに、農業利用の見込みのないため池については、廃止の検討を行う 【対象地区等】 町内のため池	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
○ため池ハザードマップの作成箇所数 0 か所	・ 6 か所 (R4)	
関連計画	岡山県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画	
実施主体	町	

(2) 農業水利施設の排水機能の確保 (建設農林課) ※取組内容等は 1-3 (2) に記載

(事前に備えるべき目標)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(必要な取組)

(1) 電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録 [総務課]

取組	・ 電源車派遣及び災害時燃料供給施設の登録 【対象地区等】 電源車派遣施設・・・指定避難所 11 施設及び役場庁舎 災害時燃料供給施設・・・役場庁舎	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目標
	○電源車派遣施設の登録及び災害時燃料供給施設の登録箇所数 12 箇所	・ 12 箇所 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) ガソリン、灯油等の確保対策 [総務課]

取組	・ 燃料供給事業者との災害時応援協定の締結 【対象地区等】 ガソリンスタンド等	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目標
	○近隣の燃料供給事業者との災害時応援協定の締結数 1 社	・ 2 社 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(3) 指定避難所への非常電源設備等の設置 (総務課・学校教育課・生涯学習課) ※取組内容等は 4-1 (1) に記載

(4) 災害情報伝達システムの安定稼働の確保と継続的な改善 (総務課) ※取組内容等は 4-1 (2) に記載

(5) 通信関連施設及び備品の対災害性向上 (総務課・まちづくり企画課) ※取組内容等は 4-1 (3) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(必要な取組)

- (1) 基幹管路の計画的耐震化の促進 (上下水道課) ※取組内容等は 2-1 (6) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(必要な取組)

- (1) スtockマネジメント計画の継続的な見直し [上下水道課]

取組	・ 既に策定しているStockマネジメント計画の継続的な見直し 【対象地区等】 下水道供用開始区域	
	重要業績指標 現状 (令和2年度実績)	目標
	○Stockマネジメント計画の見直し回数 0回	・ 2回 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

- (2) 下水道業務継続計画 (BCP) の継続的な見直し (上下水道課) ※取組内容等は 3-2 (3) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-4) 地域交通ネットワークが長期にわたり分断される事態

(必要な取組)

(1) 道路ネットワークの維持管理 [建設農林課]

取組	・ 道路の防災・減災機能を高めるため、道路施設の定期的な点検を行い、通行の支障となる要因の早期発見と除去を行うとともに、必要に応じて災害時応援協定締結機関に協力を求め、迅速な道路啓開に努める 【対象地区等】 町内全域	
	・ 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道等の管理者が連携して、適正な維持管理や保全対策を進める。 【対象地区等】 町内全域	
重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)		目 標
○災害時応援協定締結 15 件		・ 17 件 (R8)
関連計画	-	
実施主体	国、県、町	

(2) 橋梁の長寿命化 (建設農林課) ※取組内容等は 5-3 (2) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(必要な取組)

(1) 河川施設の整備 (建設農林課) ※取組内容等は 1-3 (1) に記載

(2) 防災重点ため池の安全対策の推進 (建設農林課) ※取組内容等は 5-6 (1) に記載

(事前に備えるべき目標)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

(1) 初期消火体制の充実 [総務課]

取組	・ 消火器及び住宅用火災報知器設置の周知 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○消火器及び住宅用火災報知器設置の周知回数 2 回/年	・ 2 回/年 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 消火栓の整備 [総務課・上下水道課]

取組	・ 既設の消火栓の更新及び設置箇所の検討及び拡充 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○消火栓の更新及び新設 2 基/年	・ 2 基/年 (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

(3) 消防団の充実強化 (総務課) ※取組内容等は 1-2 (1) に記載

(4) 地区防災計画の作成促進 (総務課) ※取組内容等は 2-3 (1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(必要な取組)

(1) 住宅・建築物の耐震化 (建設農林課) ※取組内容等は 1-1 (1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

7-3) ため池・防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(必要な取組)

- (1) 防災重点ため池の安全対策の推進 (建設農林課) ※取組内容等は 5-6 (1) に記載

(起きてはならない最悪の事態)

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(必要な取組)

- (1) 有害物質対策の強化 [総務課・町民課]

取組	・ 防護服の備蓄及び防護服取扱事業者との災害時応援協定締結 【対象地区等】 -	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
○防護服の備蓄数 0 着 災害時応援協定の締結数 0 件	・ 備蓄 : 20 着 協定 : 1 件 (R8)	
関連計画	-	
実施主体	町	

- (2) 要管理物・有害物質への対応 [町民課]

取組	・ 業者引取ルートの整備などの対策を講じ、適正処理を推進する 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
○引取ルート数 0 ルート	・ 12 ルート (R8)	
関連計画	早島町災害廃棄物処理計画	
実施主体	町、指定取引先	

(起きてはならない最悪の事態)

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(必要な取組)

(1) 森林機能の維持 [総務課・建設農林課・学校教育課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の育成、機能保全につながる事業の促進 ・ 次世代への啓発活動の実施 <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
重要業績指標 現状 (令和2年度実績)		目標
○火災予防運動及び山火事予防運動期間中の啓発活動（広報紙、ポスター、広報車等）の実施回数 2回/年 （山火事予防運動は、春の火災予防運動と同一期間）		2回/年（R8）
○出前講座の実施回数 0回/年		2回/年（R8）
○児童・生徒を対象とした学習活動の実施回数 0回/年		1回/年（R8）
関連計画	-	
実施主体	町	

(2) 有害鳥獣の駆除への補助 [建設農林課]

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の駆除捕獲に対する補助を実施する（箱わな貸出） <p>【対象地区等】 町内全域</p>	
重要業績指標 現状 (令和2年度実績)		目標
○ヌートリア捕獲頭数 30頭		・ 50頭（R8）
関連計画	-	
実施主体	町	

(事前に備えるべき目標)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組)

(1) 災害廃棄物仮置場の選定・確保 [町民課]

取組	・ 一次仮置場の設置(二次仮置場は設置しないことを基本とする) 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○災害廃棄物仮置場の選定数 0 か所	・ 2 か所 (R8)
関連計画	早島町災害廃棄物処理計画	
実施主体	町、県	

(2) 災害廃棄物の処理 [町民課]

取組	・ 災害廃棄物の分別、中間処理、最終処分、再資源化 【対象地区等】 町内全域	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○災害廃棄物処理可能量の確保 0%	・ 100% (R8)
関連計画	早島町災害廃棄物処理計画	
実施主体	町、県	

(起きてはならない最悪の事態)

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(必要な取組)

(1) 民間事業者等との連携強化 [総務課]

取組	・ 災害時応援協定の締結 【対象地区等】 民間事業者（NPO 等の非営利法人を含む）	
重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)		目標
○災害時応援協定の締結件数 30 件		・ 40 件 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町	

(2) 災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ [総務課・健康福祉課]

取組	・ 制度の周知及び登録者の養成 【対象地区等】 -	
重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)		目標
○ボランティア参加者数 0 人		・ 30 人 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町、町社会福祉協議会	

(3) 災害ボランティアの養成 [総務課・健康福祉課]

取組	・ 災害ボランティア養成講座の実施 【対象地区等】 住民	
重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)		目標
○災害ボランティア養成講座の年間実施回数 0 回/年		・ 1 回/年 (R8)
関連計画	早島町地域防災計画	
実施主体	町、町社会福祉協議会	

(4) 他市町村との連携強化（総務課） ※取組内容等は 3-2（5）に記載

(5) 災害時の個人資産の保全（総務課） ※取組内容等は 5-4（1）に記載

（起きてはならない最悪の事態）

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の 衰退・損失

（必要な取組）

(1) 文化財保護のための災害時対策マニュアルの作成 [生涯学習課]

取組	・ マニュアルの作成、マニュアルの遂行準備 【対象地区等】 早島町歴史民俗資料館 町指定文化財	
	重要業績指標 現状 (令和 2 年度実績)	目 標
	○マニュアル作成進捗度 100%	・ 100% (R8)
関連計画	-	
実施主体	町	

（起きてはならない最悪の事態）

8-4) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

（必要な取組）

(1) 河川施設の整備（建設農林課） ※取組内容等は 1-3（1）に記載